

15 学校組織としての連携・協働

1 学校の果たす役割

学校教育の果たす役割は、教育基本法第1条に述べられている教育の目的を具現化していくものです。

教育基本法第1条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

教育基本法第1条は、次の三つのことを述べています。

(1) 人格の完成

人格の完成とは「個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の備えるあらゆる能力を、できるかぎり、しかも調和的に発展せしめること」を意味します。

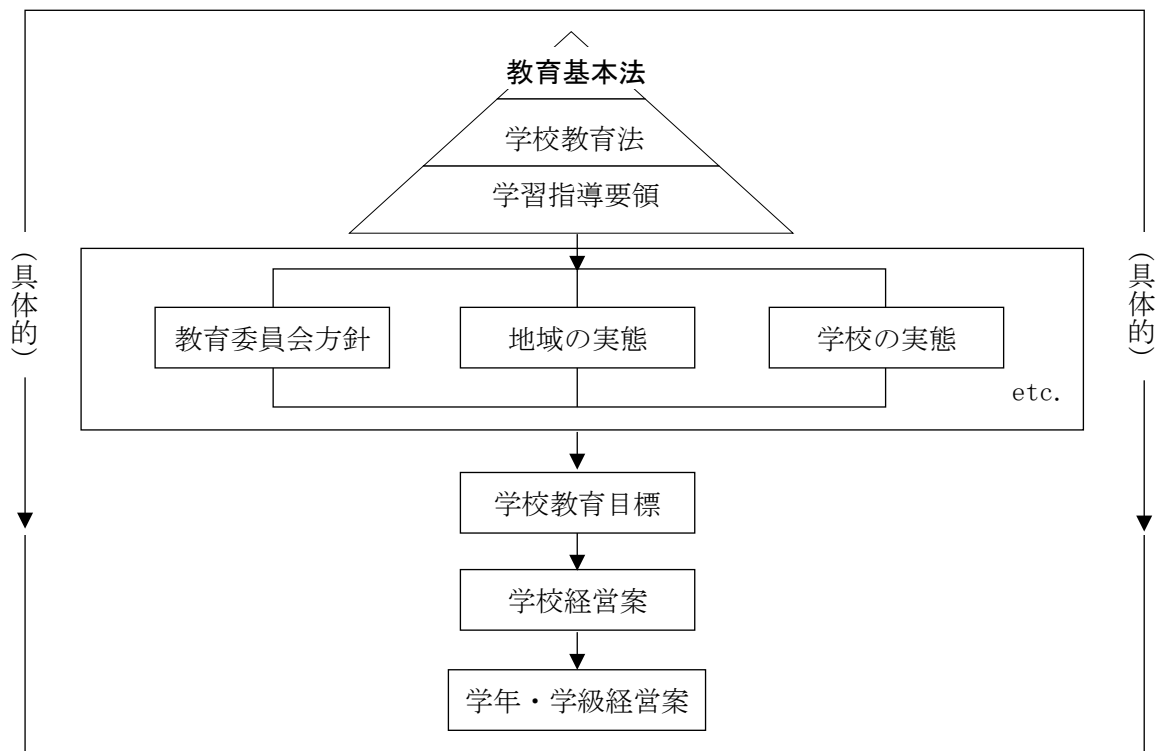
(2) 平和で民主的な国家及び社会の形成者

人格の完成は、単に個人のための個人を完成するというにとどまらず、同時に「平和で民主的な国家及び社会の形成者」として行われるべきことを要請しています。

(3) 平和で民主的な国家及び社会の形成者として求められる資質

真理と正義への愛、個人の価値の尊重、勤労と責任の重視、自主的精神の充実を資質として求めています。

教育は、このような資質を備える国家・社会の形成者を、具体的な姿で「心身ともに健康な国民」ととらえ、その育成を期することになります。その育成が、学校の果たす役割なのです。教育基本法の目的達成のために、学校教育法では学校種毎に目的と目標が定められています。



教育基本法「教育の目的」具現化プロセス

学校教育法：各学校種の目的と目標

小 学 校 → 学校教育法第 29 条（目的）・30 条（目標）

中 学 校 → 学校教育法第 45 条（目的）・46 条（目標）

義務教育学校 → 学校教育法第 49 条の 2（目的）・49 条の 3（目標）

高 等 学 校 → 学校教育法第 50 条（目的）・51 条（目標）

特別支援学校 → 学校教育法第 72 条（目的）

学校教育法である程度具体化された教育の目的は、学習指導要領によって、教科等に分けられ、さらに学年毎に細分化され、より一層具体的な目標として示されています。

各学校の教育目標は、これらの目標の下に定められますが、目標設定においては教育委員会の方針、地域の実態、学校の実態などを考慮することが大事です。学校の教育目標は、「個々の学校が迫るべき到達点で、教育課程、学校経営、学級経営など、全ての教育活動の基本」となるものです。

学校教育目標を受けて、学校経営案、学年・学級経営案を作成し、個々の児童生徒の実態に応じた教育の取組が行われるのです。

このようにして、教育基本法第 1 条に示された教育の目的に迫っていくことができるのです。

学校の果たす役割は、教師一人一人が担っているのです。

2 学校の組織と機能

(1) 職務の概要

学校には、校長、副校長、教諭等が置かれています。その職務の概要は、次のようなものです。

校 長	校務全体について包括的な権限と責任をもっています。その職務の遂行を、適正かつ能率的にするために、所属職員に校務を分掌させることができます。
副 校 長	校長を助けて校務を整理し、校務運営の調整に当たります。校長が長期に不在となるなどには、その職務の代理をします。
主 幹 教 諭	上司の命を受けて、担当する校務について一定の責任をもって取りまとめ、整理し、必要に応じて児童生徒の教育をつかさどり、他の教職員に対して指示することができます。
指 導 教 諭	学校の教員として、自ら授業を受け持ち、所属する学校の児童生徒等の実態を踏まえ、他の教員に対して教育指導に関する指導や助言を行います。
指 導 養 護 教 諭	地域における養護活動の推進や地域内の養護教諭に対して保健室経営や保健管理・保健指導に関する指導や助言等を行います。
教 諭	児童生徒の教育をつかさどります。組織体の一員として校務の一部を分担します。
養 護 教 諭	児童生徒の養護をつかさどります。組織体の一員として校務の一部を分担します。
栄 養 教 諭	児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどります。組織体の一員として校務の一部を分担します。
事 務 職 員	事務をつかさどります。また、その専門性等も生かし、より広い視点に立って、副校長とともに校長を学校経営面から補佐する役割が期待されています。
学校技術員	技術に従事します。
寄宿舎指導員	寄宿舎における幼児、児童生徒の日常の世話及び生活指導に従事します。
介 助 員	児童及び生徒の介助に従事します。
実 習 教 諭	実験又は実習について、教諭の職務を助けます。
講 師	教諭に準ずる職務に従事します。
養護助教諭	指導養護教諭、養護教諭の職務を助けます。

(2) 校務分掌の意義

ア 校務分掌とは、学校教育目標を合理的、機能的に達成するために、教職員が校務を学校全体の立場から分担するとともに、責任を明確にして処理していく機構です。

イ 校務分掌の対象となる校務は、学校の種別、規模、運営方針、事務の量などにより学校ごとに異なりますが、児童生徒の教育をはじめ、学校が行うすべての活動を指します。

(3) 校務分掌の組織

ア 校務分掌の組織は、複雑多岐にわたる校務を機能的な領域に整理し、有機的な組織として編成されます。

イ 学校は、教職員が校務を分掌することにより、それぞれ責任をもち、互いに協力して、適正な教育活動を遂行する有機体です。

ウ 校務分掌を組織するに当たっての留意点

(ア) その年度の教育方針に即すること

(イ) 分担における責任者の明確化

(ウ) 分掌組織の活用

(エ) 校務配分の適正化

(オ) 分掌組織と処理手続きの簡素化 など

(4) 校内の会議

学校では、職員会議をはじめ各分掌の部会、学年会等いろいろな会議が行われています。会議は、校務運営を適正、円滑にするための教職員の共通理解、問題解決のための討議あるいは指導力向上のための機会等の役割をもっています。

したがって、会議に参加するに当たっては、その会議の性格や内容を明確に把握し、建設的な意見を要約して述べるように心がける等の態度が必要です。

職員会議を例にとり、その主な機能を要約すれば、次のようになります。

ア 校長が校務運営上必要な事項について教職員の意見を聞きます。

イ 校長や行政機関などの意志を伝えます。

ウ 教育活動に関する問題について討議をし、具体的に教育指導を進めるため、全教職員の共通の理解を図ります。

エ 学年間や校務分掌などについての連絡や情報交換を行います。

※ 職員会議は、学校教育法施行規則により「校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。」「職員会議は、校長が主宰する。」と定められています。(学校教育法施行規則第48条)